

#### IV 生活資金貸付け

##### (1) 貸付条件

掛金の納付期間が1年以上の加入者です。

連帯保証人は不要です。

申込時の退職一時金予定額の範囲内（5万円単位）、最高300万円まで200万円以上の場合は、退職一時金予定額の8割以内を限度額とします。年利は2%とします。

##### (2) 返済方法

元利均等法・月賦・ボーナス併用払い（増額月は1・7月）

毎月5日口座引落し

※口座振替（必須）・・・引落可能な金融機関で口座開設をすること

| 貸付額  | 5万円～100万円<br>(5万円単位) |        | 200万円以上 300万円<br>(5万円単位)       |         | 備考              |
|------|----------------------|--------|--------------------------------|---------|-----------------|
|      | 退職一時金予定額範囲内          |        | 退職一時金予定額の8割以内                  |         |                 |
| 貸付利率 | 年利2%                 |        |                                |         |                 |
|      | 元利均等法/月賦・ボーナス併用払い    |        | 元利均等法/月賦・ボーナス併用払い<br>*増額月は1・7月 |         |                 |
|      | 貸付金額                 | 返済期間   | 貸付金額                           | 返済期間    | 返済期間は<br>12か月単位 |
|      | 5～30万円               | 24か月以内 | 200万円以内                        | 114か月以内 |                 |
|      | 50万円                 | 48か月以内 | 300万円以内                        | 192か月以内 |                 |
|      | 70万円                 | 60か月以内 |                                |         |                 |
|      | 100 蔓延               | 96か月以内 |                                |         |                 |

##### (3) 申込時作成書類

新規貸付申請時

- ① 生活資金借用申込書（様式第27号）
- ② 生活資金借用証書（様式29号）
- ③ 口座振替依頼書（事務局より送付）

借り換え申請時

- ① 生活資金借用申込書（様式第27号）
- ② 生活資金借用証書（様式29号）
- ③ 貸付相殺願い
- ④ 引落口座を変更する場合は口座振替依頼書（事務局より送付）

退職時相殺申請時・・・事前連絡が必要です。

・貸付相殺願い

※共助会脱退届及び退職年金等受給申請書（様式第14号）と一緒に提出償還中の者が共助会を脱退するときは貸付金の残額を一括償還することとなりますが、借受人から相殺願いをご提出することにより退職金との相殺が認められます。

(4) 申込締切日および振込日

1. 申込締切日：毎月10日 ⇒ 振込日：当月25日

2. 申込締切日：毎月25日 ⇒ 振込日：翌月10日

【注意】土日祝日の場合は翌日締切・翌日振込

(5) 貸付決定から完了までの手続き

貸付金振込後に貸付金決定通知と生活資金貸付金返済明細書を施設宛住所申込者名宛で送付します。

毎月の掛金請求明細送付時に、未入金分を含む翌月5日引落分までを記載した貸付金請求一覧表を同封します。

毎月5日に指定口座から自動引き落としをします。

引落不能の場合には、共助会事務局より施設宛住所申込者名宛で催促通知を郵送します。

貸付返還完了時には完済通知書と借用証書を共助会事務局から貸付申込者宛（在籍者には施設住所宛、退職者には本人住所宛）に郵送します。

(6) 返済中の注意事項

・貸付金の残額を一括返済・一部繰り上げ返済する場合

必ず、返還額・振込先等を共助会に確認してください。

・休職する場合

返済中に休職届を提出された場合でも、貸付返還金の請求は継続します。

・退職する場合

退職日翌月の10日までに共助会脱退届および退職年金等受給申請書と一緒に相殺願いの提出をしてください。相殺願いの提出が無いと返還金の相殺処理ができませんのでご注意ください。

退職一時金の支払いは相殺処理が終了してからのお支払いになります。

- ・ 借り換えをする場合

返済中に新たな貸付を希望する場合は、必ず共助会までご連絡をお願いします。貸付申込書は返済中の金額に増額分を加えた額で作成をし、増額分の金額を指定の口座にお振込みをします。